

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 31.1.24 第 197 回国会第 7 号（閉会中審査）

1 月 24 日（木）、第 7 回の委員会が開かれました。

## 1 厚生労働関係の基本施策に関する件（毎月勤労統計調査について）

- ・根本厚生労働大臣から説明を聴取しました。
- ・根本厚生労働大臣、高階厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 橋本岳君（自民）

- ・毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱い（以下「本事案」という。）により、結果として雇用保険等の巨額の追加給付や予算案の見直しにつながった責任の重大さについて、厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」（以下「報告書」という。）で再発防止策の検討は続くというが、本日の委員会における指摘を踏まえて追加調査を行うべきではないか。
- ・3 月から雇用保険、労災保険等の追加給付を行うとのことだが、その取扱いについて伺いたい。

### 榎屋敬悟君（公明）

- ・本事案の本質について、厚生労働大臣はどのように認識し、厚生労働省として、どのように責任を取るつもりなのか。
- ・調査方法を不適切に変更した理由を明らかにするため、特別監察委員会は、統計委員会、地方自治体等の関係者からの聴取を行うべきではないか。
- ・本事案については、厚生労働省の組織的隠蔽・関与があったと言わざるを得ず、きちんと説明する必要があるのではないか。

### 西村智奈美君（立憲）

- ・雇用保険、労災保険等の追加給付に係る事務費は、今後増加する可能性があるのではないか。
- ・報告書が異例の短期間で提出されたが、厚生労働大臣は特別監察委員会にどのような指示をしたのか。
- ・報告書では、当時の政策統括官が「然るべき手続きを踏んで修正すべき」と指示したとあるが、「然るべき手続き」の具体的内容を確認すべきではないか。

### 大串博志君（立憲）

- ・報告書に対し最終的な責任を負うのは厚生労働大臣であると考えているが、大臣の見解を伺いたい。
- ・監察チーム及び特別監察委員会がそれぞれ実施したヒアリングの対象者の実人員を伺いたい。
- ・本事案に係る関係者からの聴取の多くを厚生労働省職員が実施したという実態を踏まえ、調査をやり直すべきではないか。

### 大西健介君（国民）

- ・厚生労働省として本事案を統計法違反として刑事告発しないのか。
- ・厚生労働大臣が本事案の第一報を受けながら、毎月勤労統計調査の平成30年10月分の確報値を公表したことは、故意に国民をだましたと言えるのではないか。
- ・特別監察委員会の調査は、真相究明に向けた地方自治体の担当者からの聴取をしておらず、不十分ではないか。

### 山井和則君（国民）

- ・平成30年1月以降、賃金の伸び率が0.5%も水増しされていたことについて、厚生労働大臣は国民に謝罪すべきではないか。
- ・平成30年6月の賃金の伸び率としてより実態に近い値は、「再集計値」の2.8%であるか、調査対象入替前の事業所により集計した「参考値」の1.4%であるか、総務省の見解を伺いたい。
- ・平成30年における賃金の伸び率において、調査方法の変更による影響分と実際の賃金上昇分の内訳を伺いたい。

## 高橋千鶴子君（共産）

- ・働き方改革、今年の消費税増税の判断など重大な政策判断を行う上で、毎月勤労統計調査が重要な指標となっているとの認識が足りなかったのではないか。
- ・特別監察委員会による調査は厚生労働省による内部調査であり、改めて第三者による調査を実施する必要があるのではないか。
- ・平成23年以前のデータは電磁的媒体も含めて本当にか。また、当該データの破棄は毎年行われていたのか、それともある時期に一括して行われたのか。

## 串田誠一君（維新）

- ・不適切な調査手法に変更した事実について、当時の担当課長は認識していたということか。
- ・神奈川県等で抽出調査を行おうとする旨の通知を決裁した当時の政策統括官がその認識がなかったとは、決裁内容を読んでいなかったということか。
- ・全数調査である従業員500人以上の事業所では生じ得ない数値のギャップ（非連続な動き）について、当時の政策統括官は統計委員会でのどのような説明をしていたのか。